

勾当台公園再整備検討懇話会設置要綱

(令和 2 年 12 月 22 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 勾当台公園の再整備の方針について有識者等の意見を聴取し、勾当台公園の再整備に反映させていくことを目的として、「勾当台公園再整備検討懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 勾当台公園の再整備の方針に関する事
- (2) 勾当台エリアにおける周辺施設との連携及び機能分担に関する事
- (3) その他勾当台公園の再整備に関して必要な事項に関する事

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10 人以内をもって組織する。

- 2 懇話会の委員は、有識者等その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から懇話会の解散の日までとする。

(座長及び座長代理)

第 4 条 懇話会に、座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定め、座長代理は、座長の指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 座長は、懇話会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(解散)

第 6 条 懇話会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、建設局百年の杜推進部公園課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年12月22日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、懇話会の解散の日限り、その効力を失う。